

2023年11月21日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪労連・大阪市地区協議会
議長 鶴見 朝子
大阪市北区錦町2-2 国労会館 3階
電話 6351-9954
FAX 6351-9956

2024年度大阪市予算に対する 要望書

このたび、私たち大阪労連・大阪市地区協議会は「2024年度大阪市予算に対する要望書」をまとめましたので提出します。

コロナ、物価の高騰、厳しい市民生活の中で、市のこれまでの予算のあり方を大幅に見直すことが必要です。この中に記された項目は、どれもが大阪市内で働く労働者、そして市民にとって切実な要求であり、憲法に保障された国民の様々な権利を追求する上で、地方公共団体である大阪市に対する、当然の要求であります。

私たちは、大阪市が、世界に誇る日本国憲法を遵守し、また、地方自治法に則って、住民の福祉の増進を図ることを基本として、本来の自主性を発揮し、総合的に役割を果たされるよう、強く要望するものです。

よって、大阪市内で働く労働者・市民への誠実な回答として、この要望書に対する回答を行われるよう求めるとともに、早期に話し合いの場を設定することを要求するものです。昨年、いくつかの項目で無回答のものがありませんでした。回答できない場合はその理由を明らかにして下さい。

1. 改めて住民投票の結果を尊重し政令市の権限と予算で市民サービスの向上を

(1) 大阪市の独自の解釈で大阪府市が積極的な制度の活用と認識し、大阪府市一体化条例・規則を施行しました。しかしこれは大阪市民の意思と相反するものです。大阪市民の意思に誠意をもって対応し、府市一体化条例・規約の廃止を求めます。

(2) カジノを含む統合型リゾートは事業者の投資余力が大きく落ちており、活路を見いだそうとオンラインによるギャンブル、インターネットを通じた会議やビジネスに変わってきています。カジノはビジネスとして成り立たなくなっただけともいわれています。予算と時間を浪費する計画はかつての大型開発の失敗を繰り返すことになるのは明らかです。市民の税金を使ってのカジノ誘致を完全にやめること。合わせて市民サービスの充実、公共施設の存続、介護保険料の引き下げ、中小企業対策の拡充等、暮らしを守る政策を最優先にした大阪市政を求める。

2. IRの誘致について

(1) コロナ禍を経験し、カジノについてもオンラインなど、新しい形態が提案されているにもかかわらず、コロナ禍前と同じことを想定しており、さらに矛盾が拡大している。そのことも踏まえカジノ誘致計画は直ちに中止すること

(2) 世界的にカジノによるギャンブル依存症について報告が出されている。現在の大阪での依存症の現状について明らかにすること。また、将来において予測される「ギャンブル依存症」に関するリスクの予測と対策について予算を含めどう対策しようと考えられているのか

(3) 世界的にギャンブルによる依存症が大きな問題になっています。カジノが開催されることによるギャンブル依存症に関してのリスクについてどのように考えられるのか、また、対策についてどのように考えられているのかあきらかすること。

3. 災害に強い安心・安全の豊かなまちづくりのために

日本で最も危険な断層と以前から指摘されている上町活断層に新しい活断層が発見されている。都市部での災害における減災・防災対策の喫緊の課題を市民に明らかにするとともに早急に対策を強化することが必要である。

(1) 南海トラフやSランクに認定されている上町断層による地震に対しては広域に対応が求められるとのことで大阪府において行っているとの認識が示されていますが、政令都市としての大阪市としてどのような対策を検討されているのか、具体的に明らかにすること。

(2) 大阪市はこの間行政のスリム化として職員を削減してきたが、大きな災害が起こった際にどの程度機能を発揮できるのか明らかにすべきです。また、防災のための職員体制を充実させその要となる危機管理室の体制を抜本的な強化が必要と考えられますが、その点についてどのように考えられていますか

(3) 災害対策の中心となる区役所ではこの間職員が削減されるとともに、民間の派遣社員が窓口業務を行うなど、災害時にどれだけの職員が対応できるのか不安視されている。また、職員削減で職員は日々の仕事に追われている状況である。そのような状況で災害時にどれだけの対応ができるか明らかにすること。

(4) 大阪メトロの災害時の乗客の避難に万全に対応するために大阪メトロの職員削減をやめること。

(5) 2022年3月に策定した「大阪市水道施設基盤強化計画」の進捗状況を公表すること。

(6) 大阪の大型災害に対して避難所等の現状についてどうなっているのか明らかにすること。

①現在大阪市内で確保されている避難所の数と収容人員について明らかにすること。昨年度の交渉で約20万人分が不足していることが明らかになったが、その現状はどうなっているのか。

- ②避難所でのコロナ禍の感染防止対策は行われているのか。
 - ③災害発生時の「トイレの確保・管理計画」がどのようになっているか明らかにすること。
 - ④「感染症防止の3密対策」、「冷暖房・換気 設備の設置計画」、「ダンボールベッドの確保」についての取り組み状況を示すこと。
 - ⑤避難所となっている学校のトイレはその多くが和式のままとなっている。多くの高齢者が利用するにはふさわしくないとされるが、どのように考えられているのか、また、洋式への改修の進捗状況について明らかにすること。
 - ⑥大阪市内の小中学校の洋式トイレの設置数を早急に増やすこと。また大阪市内小・中学校の和式トイレ、洋式トイレの設置率を述べること。
 - ⑦市営住宅の集会所は一時避難場所に指定されていると思いますが、耐震についてはどのようになっていますか？
 - ⑧津波避難ビルに指定されている事業所等で働く労働者にはどのように周知徹底をしていますか？
- (7) 南海トラフ地震などによる防波堤の沈下、液状化の現状をどのように考えているのか。防潮堤の耐震・液状化対策計画は令和5年度末での完了となっているが、進捗状況について明らかにすること。
- (8) 関西電力の筆頭株主として、原発再稼働に反対し、脱原発を提案すること。
- (9) 改正災害救助法では「救助実施市」制度を定めていることは承知の事実であるが、大阪市の「予定はない」となっている。しかし、災害はどんな形で発生するかは未知数である。いつどんな形で災害が起こっても市民に対して最善をつくすことが必要である。そのために 速やかに「救助実施市」を国に申請すること。また、申請をしないと考えているならその理由を明らかにせよ。
- (10) 地域の学校はその地域の避難所としての役割を持つが、今大阪市が進めようとする市立小学校の統廃合は災害時の避難所としての活用ができなくなる可能性があることからその観点から統廃合を中止すること。
- (11) 大阪市の「福祉避難所」の現状についてどうなっていますか。指定状況について明らかにすること

4. 住民自治を発展させ、市民の暮らしを守るために

- (1) 市民に知らせることなく区役所業務の民間委託がすすめられているが、現時点でどのような業務が民間委託されているか明らかにすること。また、区役所業務の民間委託化は中止し、市民サービスを充実すること。
- (2) 水道事業の民営化を行わないこと
- (3) 区制会議の公募委員の定数を増やすこと。その際には女性の参画の数が一定数になるようにすること。

5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を。

～児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉～

<保育>

- (1) 公立保育所において市として以下のことを実現すること
- ①2017年12月に発表された「公立保育所のあり方」を見直し、公立保育所が地域の子育て支援の拠点としてセーフティネットの役割を充分果たすため、民間移管計画・休止計画を直ちに中止すること。

②今年4月の段階で本務職員の欠員はないとのことだったが、非正規保育士の欠員が生じていることが明らかになっている。また、現段階で複数の欠員が生じている保育所があると聞いている。現在の欠員状況を明らかにすること。また、保育士の欠員はこどもの命と安全に直結するため、ただちに欠員補充を行うこと。産休育休対応職員をプールして必要な保育所に直ちに配属できるようにすること。

③ 緊急時に早急に対応できるよう、または、確認や連絡が保育を妨げずに行えるように保育所の各保育室と事務所、給食室をつなげる内線電話を各保育所に設置すること。

④ 全ての保育所に正規職員で看護師を配置すること。

⑤子どもたちの安全性確保の観点から国の改善を待たずに大阪市として独自で予算化を行い保育士の配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4～5歳児15：1に改善すること。また、配置基準を改善することを国に対して強く要望すること。

⑥大阪市のほとんどの職場で職員一人1台のパソコンが準備されているにも関わらず、保育所では保育士の数に対して数台しか設置されていない。そのため保育計画などの作成業務に支障が出ている。パソコンの不足について全市立保育所で調査し、配置を行うこと

(2) 保育環境の安全性を確保するため市として以下のことを実現すること

①待機児童の解消は公的保育の新設・増設で行うこと。

②「庁舎内保育施設」の設営について、地下に設営されているなど保育環境が劣悪な区について早急に改善すること。

③地方裁量型認可化移行施設を導入しないこと。

(3) 保育施策の拡充をもとめ、以下の事項を強く国に要望すること

①処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士の全員に支給できるよう制度を拡充すること。また、処遇改善Ⅱの支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。

②こどもの安全性を危うくする規制緩和を中止し、施設型、地域型の別を問わず、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つ者とする。

(4) 保育所の入所について

①すべての3歳児が継続して保育されるようにすること。

②きょうだいと同じ施設に入所できるようにすること。

③親の就労の有無に関わらず、障がいがある子どもが入所できるようにすること

(5) 来年度、市立幼稚園を2園認定こども園として運用することが発表されていますが、結論ありきではなく、正確に状況を公開すること。

(6) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2：1、1歳児4：1、2歳児5：1、3歳児10：1、4～5歳児15：1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。

(7) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助をすること。

(8) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。

(9) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。

(10) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子

どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。

- (1 1) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (1 2) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - ①アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。
 - ②栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
- (1 3) 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
- (1 4) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- (1 5) 処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
- (1 6) コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。

<児童養護・乳児院関係>

- (1 7) 乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないよう、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
- (1 8) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
- (1 9) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (2 0) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
- (2 1) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (2 2) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。
- (2 3) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。

<高齢者福祉>

- (2 4) 大阪府と連携して、すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、定期的にPCR検査を実施すること。

- (25) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援について、適切に行われるよう、災害時と感染症対策用にもセンターを設けて、専任の職員を配置するなど体制を整えること。
- (26) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
- (27) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
- (28) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。
- (29) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に特別手当を支給すること。
- (30) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
- (31) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。
- (32) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。
- (33) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
- (34) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

<障害児（者）>

- (35) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスのPCR検査を受けられる体制を大阪市としてつくること。また、すべての事業所や施設の消毒費用などを補助する制度を確立すること。
- (36) 新型コロナウイルス対応ワクチンを接種した職員が接種日及び副反応が出た日に特別休暇を取得できるよう、大阪市として助成金等を措置し、行政責任で希望者が安心してワクチンを接種できるようにすること。
- (37) 新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、通所施設や短期入所を閉めたり、感染が心配で利用者がサービスを利用しなかったりして大幅な減収が予想される事業所や施設に対し、大阪市として補助すること。
- (38) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
- (39) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (40) コロナ禍での支援を継続するために発生した感染症対策について、サービス継続支援事業補助金の対象範囲を拡大するよう、国に要望すること。また、当面の間、すべての障害児・者福祉事業における感染症対策に要した費用に対し、大阪市として何らかの補助を講じること。
- (41) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。
 - ①障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
 - ②18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
 - ③看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。

- ④入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
- ⑤小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
- ⑥サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。
 - (42) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は、歩行訓練や日常生活動作訓練等、1対1で行っているものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう、国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
 - (43) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。
- ①来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。
- ②正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
- ③情報化対応特別管理費を240万円から限度額の480万円まで引き上げること。
 - (44) 情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。
 - (45) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

<社会福祉協議会>

- (46) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、コロナ後の地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配などを行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
- (47) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。調査員のCSW転換増員数は正規職員に置き換えて実施体制を強化すること。
- (48) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
- (49) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
- (50) 日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
- (51) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

＜学童保育＞

- (5 2) 地域の中で放課後児童クラブを開設する大阪市においては、国の予算には含まれていない家賃等の経費について、保護者が支払う保育料で負担することになります。保育に欠ける児童を出さず、放課後児童クラブを利用希望する家庭が高額な費用負担が理由で利用断念しないで済むように、補助金の大幅な増額をしてください。
- (5 3) 放課後児童支援員複数配置を確保するためには、放課後児童支援員の処遇改善が必要です。児童数が 19 人以下でも 20 人以上でも安定的に複数配置できるように、児童数が 19 名と 20 名で大きく違う現状の補助金格差を是正し、19 名以下の施設への補助金の底上げをしてください。
- (5 4) 放課後児童クラブ職員が安心して働き、継続して専門性・公共性を発揮できるよう、放課後児童クラブ職員の処遇を改善し、安定した雇用形態にする事は、子どもとの安定的・継続的な関わりにつながります。大阪市の放課後児童クラブが国の補助条件を満たしている、「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、大阪市としても予算化してください。
- (5 5) 「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」の放課後児童支援員資格（認定研修修了者）者の経験年数の考え方は、大阪市において、当該施設のみ勤続年数とされています。しかし、本来放課後児童支援員資格は個人に与えられるもので、他施設において積み重ねられた経験も、施設のより良い保育に関わります。放課後児童支援員の経験年数の積算根拠を、国同様に以前の放課後児童クラブで就労した勤務実績も通算実績として、認めてください。
- (5 6) 放課後児童クラブが、不安なく施設改善や移転を進められるように、国の「放課後児童クラブ運営支援事業（賃借料補助・移転関連費用補助）」などを、国の基準に合わせて大阪市内で予算化し、財政的支援をしてください。
- (5 7) 大阪市において、シングル家庭や貧困家庭は増加傾向にあります。働くことによって保育に欠ける家庭になるにもかかわらず、高額な保育料ゆえに入所できない状況が生まれています。困窮する世帯に対して、保育料の減額などの大阪市独自に新規予算化してください。

6. 淀川左岸線について

- (1) 淀川左岸線延伸部について、一部工事が設計を変更する事態が生じ、ストップしているときありますが、その理由・状況について詳しく説明してください。
- (2) 延伸部の計画全般について進捗状況と今後の計画について説明会を開き、市民への説明を行ってください。
- (3) 当初予定以上に予算が膨れ上がっており、安全面からみても懸念されます。ただちに建設を中止することを求めます。

7. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

(1) 子どもの貧困対策を充実させること

- ①子どもの貧困対策推進事業「令和 6 年度中の次期計画に策定に向け、子どもの生活に関する実態調査」の結果を早急に明らかにするとともに、計画策定にあたり子ども・市民の意見を聞くこと。
- ②就学援助制度の捕捉率を上げるため、就学援助の所得基準をあげ、縮小した対象を拡大すること。就学援助制度を拡充すること。学校徴収金相当額ではなく、国の基準通り支給すること。就学援助の費目を拡大すること。
- ③国に対して小中学校の給食費無償化を求める署名が 1 万 6844 人分が、2023 年 10 月 30 日に

文部科学省に提出されました（日本教育新聞速報 10 月 30 日）。提出したのは教育の「私費負担」を軽減するように求めて活動している研究者らです。研究者らは「隠れ教育費」研究会を組織し、『隠れ教育費 小中学校でかかるお金を徹底検証』を出版しています。

日本国憲法 [教育を受ける権利と受けさせる義務]

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

「義務教育は、これを無償とする。」と規定されながら、権利としての義務教育を受ける場合に日本は諸外国に比べても様々な保護者負担があります。

「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。

（2）不登校の増加に対する施策を強化すること。

不登校者数が 2021 年度、過去最多の 24 万 4940 人、前年度から 24.9%（4 万 8813 人）増え、その増加率も過去最大となりました。2022 年度は 22.1%増の 29 万 9 千人となりました。

登校拒否・不登校の根本的な要因は社会にあります。直接の原因は学校にあります。

①大阪市は、全国よりも大阪府よりも不登校児童・生徒の在籍比率が高くなっています。その原因を分析し、市民に明らかにすること。

②不登校の増加について、競争的教育が背景にあることが指摘され、「第 4・5 回国連子どもの権利委員会最終所見」（2019 年 3 月）は、「あまりにも競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを開放することを目的とする措置を強化すること。」を日本に求めました。

「テスト漬け」（「小学校 3 年から中学校 3 年生までを経年的に分析可能となっている学力調査・テスト」）を止めること。

③「担任がいない状態」をすぐに解消すること。

④不登校が激増したことに対して、支援の強化が必要との指摘が出ています。

大阪公立大学 山野則子教授（朝日新聞 2023 年 10 月 4 日）スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーといった専門家を正規職員として各校に配置し、子どもと教員が安心して相談でき、早期に支援機関につなぐ体制づくりが急務だ。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規職員として各校に配置すること。

⑤養護教諭を全校に複数配置すること。

⑥小・中学校の全学年 35 人学級を、大阪市の独自措置で直ちに実現すること。

（3）学校統廃合をやめ大阪市の学級編制基準を 20 人以下とすること

①「港区西部地域学校再編整備計画案」を撤回すること。

②「北鶴橋小学校・鶴橋小学校 学校再編整備計画」を撤回すること。

③「東桃谷小学校・勝山小学校 学校再編整備計画」を撤回すること。

④大阪市生野区ホームページ（2023 年 11 月 11 日）／子育て・教育／教育／生野区西部地域学校再編の動き／生野中学校区の学校再編の取組状況／「生野中学校区 学校適正配置検討会議ニュース 令和 4 年 4 月 19 日発行 第 11 号」は、「生野区では、教育環境の充実、子育て環境の充実、災害に強いまちづくりを通じて、まちの活性化に取り組んできました。生野中学校区については、林寺小学校、生野小学校、舍利寺小学校の一部、西生野小学校の学校再

編を行い、令和4年4月に大阪市立義務教育学校生野未来学園が開校しました。生野区役所・教育委員会は開校後も新たな学校を支援していきますので、地域の皆様も引き続きのご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。」としています。

学校統廃合による「教育環境の充実」、「まちづくりの活性化」の状況を具体的に示すこと。

- ⑤学校再編整備計画で掲げる「課題」は、少人数学級で解決することができます。ゆきとどいた教育を実現するため大阪市の学校編制基準を20人以下とすること。

(4) 障害児教育について

- ①障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。
2023年度、特別支援学級に在籍する子どもが増えているにもかかわらず、特別支援学級設置が減少している事態について、その経緯と事態への認識について説明を求める。
- ②特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。
- ③これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを追及し、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
- ④特別支援学級設置にあたっては、「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特にLD・ADHD等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。
- ⑤通級指導教室を開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級指導教室の設置を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
- ⑥特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級指導教室担当教員を含む教職員に対し、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。
- ⑦特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。
- ⑧次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が1人の場合もその種別での学級設置を行うこと。障害の重複する児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
- ⑨通級による指導担当教員を全校に配置し、指導を実施できる体制を整えること。通級による指導を利用する児童・生徒が13人に満たない場合も、教員配置を行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
- ⑩障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。

- ⑪特別支援教育サポーターの増員をすること。
- ⑫特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
- ⑬看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
- ⑭大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。
- ⑮障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。

(5) 学校給食について

- ①中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
- ②学校給食は民間委託ではなく、自校直営方式を貫くこと。
- ③食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れること。
- ④ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。
- ⑤食材は国産で、脱脂粉乳は国産を使用すること。

(6) 子どもの保健と健康に関して

- ①就学時健康診断は、市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。令和6年度実施就学時健康診断に際し、学校への負担軽減に向け、新たな対策を講じること。
- ②養護教職員を全校に複数配置すること。
- ③「児童生徒の心身の健康のための適切な対応を行う学校への加配」増となるよう国に要求すること。
- ④養護教職員の「預け加配」を拡大すること。
- ⑤不登校傾向のある児童や教室に入ることが難しい児童生徒が、学校内で安心して過ごせるスペース設置と人的配置をすること。
- ⑥児童生徒の安心安全のため、すべての保健室にシャワー、各教室とつながるインターフォン等スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正規職員として各校に配置すること。

(7) 女性教職員の権利、代替配置について

- ①妊娠障害休暇を14日間に戻すこと。妊娠者の体育実技軽減講師を配置すること。
- ②産休・育休講師を市の責任としてすみやかに未配置を解消すること。
- ③感染症の防止の観点から、妊娠中の女性労働者に対する特別休暇を創設すること。

(8) 学校事務職員について

- ①学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起らないようにすること。
- ②事業を特定した予算配当を廃止して学校維持運営費に集約すること。複雑な執行を簡素化して学校運営に即した事務手続きとすること。
- ③学校事務職員に職制を導入しないこと。市教委や学校運営支援センターが本来すべき業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
- ④臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに引上げること。

(9) 臨時教職員について

- ①大阪市の労働条件（給与・待遇など）の悪化が講師の任用に大きく影響しており、講師が不足して、教職員の「定数不足」、人員不足が発生し学校現場に大きな負担になっている。直ちに

講師の待遇改善を行い、大阪市で働きやすい環境を整えること。

- ②学年主任や学級担任を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている実態をなくし、厚生労働省のガイドラインでも示されている「同一労働・同一賃金」や「職務給原則」の考え方に基づき講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
- ③大阪市での講師経験が優遇されるように、「大阪市教員採用選考テスト」での優遇措置を大幅に拡大すること。
大阪市立の学校園において、数年にわたり講師として在職経験があり、かつ何年も連続して「大阪市教員採用選考テスト」を受け続けている現職講師については、「教職大学院推薦特別選考特例」や「大阪市教師養成講座修了者特例」と同等の扱いとし、1次試験のすべてを免除し、2次試験からの選考とすること。
- ④非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- ⑤現職講師の受験者の採用選考テストの試験日については、学期中もしくは学期末の繁忙期を避けて、夏季休業中（7月21日～8月24日）の平日も含めた期間に実施すること。
- ⑥近年不足している臨時講師を確保するため、10月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市内で現職講師として働いている「定数内講師」を次年度の4月の任用を待たず、年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。

（10）デザイン教育研究所の問題

大阪市が専修学校として直営することになったデザイン教育研究所をさらに充実・発展させるため、大阪市全体としてデザイン教育のあり方について現場教職員を含めての検討の場を設置し、検討を開始すること。また、府立となった工芸高校との連携のあり方や共有部分がある建物の問題など、市教委としての明確な運営等の方針を明らかにすること。

さらに、デザイン教育研究所が専修学校として独自性を発揮していくために、高等学校教諭との人事交流を含めた高校教育との持続性についての方針を明らかにすること。

8. 介護保険・高齢者福祉などについて

（1）厚生労働省は来年度からの第9期の介護保険料の見直しの検討に入っているが、合計所得の9段階区分を13段階にし、410万円以上の10段階から680万円以上の13段階の見直し例が示されている。しかし本市ではすでにこの見直し例を超えており、さらなる多段階化と最高段階の保険料割合は基準額の3.0以上になるようにしてください。

（2）2022年度の介護保険法第27条に基づく介護認定申請から決定までで、30日の法定期間を超えた件数とその比率をお教えてください。

（3）第9期の本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に対するパブリックコメントの実施について、多くの被保険者や関係人の意見が反映されるよう、素案の配布や応募期間等の周知を徹底してください。

（4）国で検討されている第9期の介護保険制度の見直しについて、国の動向を注視するだけでなく、本市の置かれている困難な特色が反映されるようその改善を提言してください。

（5）後期高齢者の保険料は引き上げないように、大阪府後期高齢者広域連合に要請してください。2年ごとの保険料の値上げと医療機関での窓口負担2割化の拡大は、後期高齢者の生活を圧迫しています。少子化はこれまでの政府の経済財政政策の失敗です。これを世代間対立を煽って後期高齢者へ出産一時金の一部を負担させることは、政府の責任の放棄です。

(6) 最低保障年金制度の創設と年金の毎月支給が実現するように、国に対してより一層強く働きかけてください。介護保険料は年金天引きで2か月分が徴収されています。この一方的な制度は許されません。

(7) 約200自治体に拡大した加齢性難聴に伴う認知機能低下をある程度抑制できる「補聴器」購入に対する助成制度を、国の実施待ちでなく本市独自で設けてください。また、聴力検査を無料もしくは低額で受けられるように、本市の各種検診に追加してください。

(8) 帯状疱疹ワクチン接種の助成制度を設けてください。50歳以上では、神経痛、角膜炎や難聴、顔面神経麻痺などの重い後遺症を残す可能性が高くなります。予防には少なくとも10年効果が期待される不活性ワクチンが有効とされていますが、任意接種で1回2～3万円の自己負担があります。東京都は今年度予算に7億8千万円を計上し、助成額の2分の1を助成するそうです。

(9) 熱中症に対する啓発も重要ですが、熱中症の半数は高齢者で救急搬送の最も多い発生場所が住居です。高齢者世帯にエアコン購入・設置費を助成する自治体が増えています。今年の夏の異常高温は来夏も予想されます。高齢者の命を守るためにエアコン購入・設置費用や電気代の助成を実現してください。

(10) 異常な物価高が続いており、高齢者のくらしもより一層困窮しています。水道使用量の多い夏の上下水道の基本料金の減額措置を実施してください。

(11) 大阪市の緑被率は他の政令都市と比べて半分以下と少ない場合が多いようですが、過去5年間の年度別の街路樹と公園樹の伐採数（高木）及び剪定・伐採・植樹・除草等の維持管理費をお示しください。街路樹など都市部の緑は生活に潤いをもたらす、「ヒートアイランド現象」や二酸化炭素の吸収などの大気汚染対策に有効です。また、公園内に自動販売機を設置することも問題です。大阪には歴史ある景観の保全も含めて時代に逆行しています。

(12) 公園などの公共トイレの女性や身体障害者用個室を増設してください。近隣住民や遠方からの来園者が安心して利用できるように、衛生面や施設修理などにすぐ対応できるよう近くの給排水業者などと提携した即応体制を構築してください。維持管理の負担増を懸念されていますが、利用者目線で考えてください。

9. 労働福祉行政の改善を図るために

(1) 私たちは大阪で働く労働者の採用賃金を基本給時給1,700円以上（諸手当などを除いて）、非正規労働者も時給1,700円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給1,700円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。

(2) 今年7月に佐賀県知事は労働局を通じて佐賀県地方最低賃金審議会に最低賃金引き上げの議論を行うよう要請を行いました。大阪市も佐賀県知事のように審議会に引き上げの議論を行うよう要請を行うこと。

(3) 私たち全労連は全国で労働者がふつうに暮らすために必要な費用を試算するため必要生計費調査に取り組んでいます。私たち大阪労連も2021年に「生活実態調査」「持ち物調査」を実施し、大阪市内でふつうの暮らしをするためには男性で時給1,633円、女性で時給1,614円必要という結果が出ました。他府県でも時給1,600円以上との結果が出ていることから私たちは最低賃金1,700円以上、全国一律最低賃金制度が必要と考えています。今回の要望書の資料として添付している必要生計費調査の結果を踏まえて大阪市としてどのように考えるか見解を示すこと。

佐賀県では知事自ら最賃審議会に要請書を提出しました。県民の生活と合わせて、地方の労働人口の減少に歯止めをかけ、経済を発展させるうえで評価できると考えます。

大阪市としても政令市として責任のある回答を求めます。

(4) 以前、大阪市は『労働者への賃金の支払いについては、最低賃金法により「使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない」とされており、本市としても、本市が発注する業務委託契約等において業務に従事する労働者の最低賃金額が確保されることについては、発注者として重要であると認識しています。しかしながら、労働者の賃金水準などの労働条件については、労使間で決定されるべきものであり、発注者が介入することは労働関係法令に馴染まないことから、本市発注の業務委託契約等において、本市が、すべての業者に対し、労働者への賃金の支払い状況を確認することについては、現在、実施する考えはありません。』との見解を示しました。

公契約条例とはそもそも公正な賃金、労働条件そして民間に委託する公共サービスの質を確保するために条例で労働条件、賃金条件などをあらかじめ定めて、その条件で入札を希望する業者を募ることに目的があります。以上のことから、

要望：大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給 1,500 円以上、月 25 万円以上となるように「大阪市公契約条例（仮称）」を制定すること。また実際に大阪市が発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。

(5) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について

- ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
- ②1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
- ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(6) 大阪市立小学校の体育館にエアコン（空調設備）を早急に設置すること。大阪市立小・中学校体育館のエアコン設置率を述べること。

(7) 学校の教育環境について

今年の夏は異常な気象現象で連日酷暑が続き、エアコンも効きにくい状態になりました。今後ますます暑くなると言われています。教育環境の整備、気象危機対策から見ても学校の教室の天井や壁、窓に断熱化工事を進めてください。

(8) 奨学金返済支援制度

大阪府が奨学金返済支援を行う企業への補助制度を提案しましたが、支援額が少なく国の臨時交付金を活用した今年度限りの不十分な事業となっています。社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと。

(9) いきいき事業について

大阪市はいきいき事業の利用者の声を集約していますか？集約していれば集約結果を教えてください。

また、解決すべき問題がある場合は大阪市としてどのように指導をされていますか？具体例を教えてください。

(10) 自衛隊への名簿提供について

- ①若者たちの個人情報自衛隊に提供しないでください。
- ②「除外申出」については、より広く市民に周知してください。

(11) 大阪府には商工労働部がありますが、大阪市には労働対策を担い所管する部局(課)がありません。さいたま市労働政策課、横浜市雇用労働課、北九州市雇用政策課などのように、労働者が安心して働ける環境や労働福祉の向上などの充実をさせるため、大阪市にも労働対策課(仮称)を設置すること。

(12) 住吉市民病院跡地での新病院建設について

- ①住民説明会を早急に開催し、市民へ知らせること。
- ②住吉市民病院は小児周産期病院として充実した地域になくってはならない病院でした。新病院でも小児周産期医療の充実を図り、ベッドの設置、入院できる環境にすること。
- ③工事の完了時期を遅らせないこと。現在の工事計画の進捗状況、完成予定を教えてください。

(13) 物価高騰対策

この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？

また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。

(14) 万博について

- ①夢洲での万博開催はただちに中止をすること。夢洲でのメタンガスの処理問題はどのような対策を検討していますか？
- ②万博パビリオン建設について、2024年度から改正される建設業の残業時間の上限規制を超えるような働き方を労働者がすることがないように大阪市として管理・把握・指導をすることを求めます。